

令和 8 年度小国町危険空家等除却支援事業補助金 制度概要

小国町内の「危険空家」を除却する工事費用について、補助金を交付します。

1 補助金の対象となる危険空家（要綱第 2 条）

小国町では、「特定空家」かつ「町が実施する不良住宅の評点にて、合計点数が 100 点以上になった住宅」としています。

※特定空家：空家等対策特別措置法第 2 条第 1 項及び小国町空家等適正管理に関する条例第 2 条第 1 項に基づき、町が認定した空き家。

※不良住宅：住宅地区改良法第 2 条第 4 項に規定する不良住宅のうち、町が住宅地区改良法施行規則に基づき住宅の外観の不良度測定した結果、評点の合計が 100 点以上である住宅。

2 対象となる危険空家（要綱第 3 条）

次の条件をすべて満たす住宅となります。

- 町内に所在する危険空家。車庫や小屋、物置は対象外とします。
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないこと。
- 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- 危険空家が複数人の共有である場合は、共有者全員から空家の除却について同意を得ていること。
- 売買または賃貸する目的で所有・管理をしている物件以外であること。
- 同一敷地内で、この要綱に基づく補助金の交付を受けて除却を行っていないこと。

3 対象者（要綱第 4 条）

町税等を滞納しておらず、次のいずれかに当てはまる方を対象とします。

- 危険空家の登記事項証明書（未登記の建物にあっては、固定資産税家屋台帳）に所有者として記載されている個人。
- 所有者または相続権利者から危険空家の除却について委任を受けた方。

4 補助金の交付額と補助対象経費（要綱第5条から第7条まで）

補助金の交付額は、

「**補助対象経費×2分の1**」で得られる金額または**50万円**のいずれか低い額です。

補助対象とする経費は、補助の対象となる方が発注する敷地内の危険空家すべてを解体する工事で、危険空家の解体、撤去、運搬、処分に要する工事の経費とします。

ただし、次の経費は補助の対象外です。

- 立木の伐採処分費用
- 家具や家電製品の運搬処分費用
- 土砂搬入や砂利敷き等による敷地整備費用
- 解体工事に伴う経済的な損失に対する補償

5 その他、注意事項など

- 不良度測定の結果や補助金予算の都合によって、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われている場合には、補助の対象になりません。
- 補助金は、工事代金のお支払い後に交付されます。
- 令和9年2月28日までに、補助金の実績報告ができない場合は、補助の対象になりません。
- 補助金の交付を受けるにあたって、不正な申請をされた場合には、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。
- 危険空家の除却後の跡地は、周囲の衛生環境や防犯に十分配慮していただき、適正な管理をお願いします。

6 申請手続きの方法

補助金の申請者	手続きの流れ	小国町
危険空家の該当の有無を確認するために、事前協議書（様式第1号）を提出	①事前協議書の提出 ⇒	事前協議書の受理後、現地調査を行う。
危険空家に該当する場合には、補助金申請書類（様式第3号）と必要な書類一式を提出。	②協議結果の通知 ⇐	調査後、危険空家の該当の有無を通知する（様式第2号） ・不良度の測定 ・特定空家の認定（空家協議会）
	③申請書類の提出 ⇒	申請書の受理後、書類審査を行う。
危険空家の除却工事の実施 （途中で対象工事の内容を変更や中止する場合は、町と協議）	④補助の決定通知 ⇐	審査後、交付金交付決定・不交付決定を通知する（様式第10号）
工事が完了し、工事代金の支払いが終わったら、実績報告書（様式第13号）と必要な書類一式を提出	⑤完了後の書類提出 ⇒	実績報告書類の受理後、書類審査を行う。
補助金額の確定通知書と補助金額を受領して、補助事業の完了	⑥補助金の交付 ⇐	審査後、補助金額の確定通知書（様式第14号）による通知と指定口座への補助金の支払いを行う。

7 補助金の申請に必要な書類

① 事前協議（要綱第8条）

令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金事前協議書（様式第1号）

② 補助金申請（要綱第9条）

1. 令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第3号）
2. 危険空家の位置図
3. 工事着手前の現況写真
4. 危険空家の解体事業に要する経費の見積書の写し（補助対象工事とそれ以外の工事を分離したもの）
5. 相続人が申請する場合は、相続関係を証明する書類
6. 対象空家等の所有者又は相続権利者以外の者が申請する場合は、当該所有者又は相続権利者の委任状（様式第4号）
7. 危険空家の所有者が複数人で共有されている場合は、所有者全員から当該空家の除却工事を行うことの同意書（様式第5号）
8. 対象空家等の所有者と当該空家が所在する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者から除却工事を行うことの同意書（様式第6号）
9. 登記事項証明書等の危険空家の所有者が確認できる書類
10. 個人情報の取得に関する承諾書（様式第7号）
11. 令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金跡地管理人届出書（様式第8号）
12. 小国町危険空家除却支援事業補助金入金口座確認書（様式第9号）

③ 工事完了後の実績報告（要綱第12条）

1. 令和8年度小国町危険空家除却支援事業補助金実績報告書（様式第13号）
2. 補助対象工事の領収書の写し
3. 補助対象工事の工事状況写真と工事完了後の写真
4. 廃棄物処理に関する処分証明書類

※上記の書類の他に、補助要件を確認するために必要な書類をご提出いただく場合があります。